

八戸市介護支援専門員資格取得・定着支援事業 Q&A

※本Q&Aでの定義

市内の介護事業所で、介護支援専門員として従事している＝ケアプランを作成している。

【助成の対象】

問1 施設で生活相談員と介護支援専門員を兼務していますが、支援金の対象となりますか。

答 申請時点で介護支援専門員として従事している場合（専従・兼務を問わない）は、支援金の対象者となります。

問2 現在、八戸市内の事業所に従事しています。自宅の住所は、八戸市外ですが支援金の対象となりますか。

答 市内の介護事業所でケアプランを作成していることが条件となるため、支援金の対象となります。

問3 研修受講中は介護支援専門員として従事していませんでしたが、更新研修修了後に介護支援専門員として従事する場合は、支援金の対象となりますか。

答 申請時点で介護支援専門員として従事している場合は、支援金の対象となります。
また、実務研修修了者については、申請の翌年度介護支援専門員として従事する場合は、支援金の対象となります。

問4 テキスト料は支援金の対象となりますか。

答 各研修で指定されたテキスト料は支援金の対象となります。参考図書については、支援金の対象とはなりません。

問5 実務研修修了者を、研修修了の翌年度6月から介護支援専門員として従事させようと考えていますが、支援金の対象となりますか。

答 不足している介護支援専門員を確保することを事業の趣旨としています。そのため、研修修了後、原則翌年度の4月から、介護支援専門員として従事した場合に支援金の対象となります。
個別の事情については、市へ御相談ください。

【申請方法】

問6 研修の領収書を紛失してしまいました。申請は可能ですか。

答 申請時にすべての添付書類（研修受講料及びテキスト料の領収書を含む）が揃わない場合は申請できません。領収書については、再発行できるか発行元に確認してください。

問 7 交付申請の様式でいう代表者とは、法人の代表者でしょうか。それとも介護事業所の管理者になるのでしょうか。

答 代表者とは、法人の代表者となります。

問 8 研修受講料等を受講者自ら負担している場合、法人が受講者に助成した証明を別記第3号様式に添付するとありますが、どういう証明書を準備すればいいですか。

答 振込明細書や、確実に法人から職員へ支払ったと分かる受領書等、様式は問いません。

問 9 法人でまとめて複数の事業所分を申請できますか。

答 事業所ごとに申請してください。

問 10 介護支援専門員として従事していましたが、指定内容に係る変更届出書の提出を失念していました。この場合、支援金の対象となりますか。

答 いつから従事したか分かるように変更届出書を提出して下さい。市へ変更届出書が提出されていない場合、返還の対象となる可能性があります。

なお、事業所又は施設は、指定内容に変更が生じた場合、変更日から 10 日以内に変更届出書を提出する必要があります。

【支援金の返還】

問 11 支援金対象者が、介護支援専門員として3か月に満たないうちに自己都合で退職した場合は、返還対象となりますか。

答 原則返還の対象となります。ただし、退職後、市内の他の介護事業所で介護支援専門員として従事している場合は、返還対象とならないため、市へ御相談ください。

問 12 支援金対象者を申請後6か月以上経過した後、専従の介護職員として人事異動した場合は、返還対象となりますか。

答 介護支援専門員として6か月以上従事した場合は、返還の対象となりません。6か月に満たないうちでケアプラン作成業務を退いた場合に、返還の対象となります。

問 13 支援金対象者が病気療養など、やむを得ず休職している場合も支援金の返還対象となりますか。

答 介護支援専門員や事業所（法人）の責ではない、以下のような場合は、返還の対象には当たりません。

- ・病気療養 ・家族の介護に伴う介護休業等 ・産前産後休業、育児休業等
- ・配偶者の転勤 ・その他、上記と類似する休業等

該当するかどうかは、市へ御相談ください。

その他、不明な点等がある場合には、介護保険課担当に直接御相談ください。TEL：43-9292